

# 山梨県災害リハビリテーション支援マニュアル

## (山梨 JRAT マニュアル)

2019年11月1日初版

## はじめに

災害リハビリテーションとは、災害発生時に災害弱者（障がい児・者や高齢者、さらに災害により生活機能が低下した方々など）から防ぎ得る災害死、いわゆる「災害関連死」を減らすこととともに、失われた生活をできるだけ早期に取り戻し、自立生活を再建していくリハビリテーション支援です。これは、地域リハビリテーションの理念に基づき、私たちリハビリテーション専門職種が、日常的に行っている地域リハビリテーション活動を災害時に活用することでもあります。

東日本大震災においてリハビリテーション専門職は、「東日本大震災リハビリテーション支援関連10団体」を立ち上げ活動しました。そして、新たな大規模災害に備えて、「大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会（JRAT：Japan Rehabilitation Assistance Team）」と名称変更すると共に、日本義肢装具士協会等の新規加盟、厚生労働省医政局災害対策室DMAT事務局（国立病院機構災害医療センター）からのアドバイザー参加などをいただき、全国規模の体制づくりを図ることとなりました。

山梨県においては、JRATの要請に応答し平成29年3月6日にリハビリテーション関連団体（山梨県リハビリテーション病院・施設協議会、山梨県理学療法士会、山梨県作業療法士会、山梨県言語聴覚士会、山梨県介護支援専門員協会）が山梨県災害リハビリテーション支援関連団体協議会（通称：山梨JRAT）をJRATの下部組織として結成されました。

その後、平成30年1月25日に山梨県と山梨JRATが災害時リハビリテーション支援チーム派遣に関する協定を締結されました。また、平成31年4月1日に山梨県大規模災害時医療救護マニュアルが改定され、医療救護班の一員として山梨JRATが明記されました。これらを受け協定に基づき、実務の運用を推進するため、このたび山梨県災害リハビリテーション支援マニュアルを策定することに至りました。支援マニュアルを活用し、平時から発災時に滞りなくJRATが活動できるようにしていきたいと思っております。

### \*地域リハビリテーションの定義

地域リハビリテーションとは、障害のある子供や成人・高齢者とその家族が、住み慣れたところで、一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行なう活動のすべてを言う。

# 災害時リハビリテーション支援チーム派遣マニュアル

山梨県と山梨県災害リハビリテーション支援関連団体協議会（以下山梨 JRAT）の大規模災害における災害支援活動に関して、協定に基づき運用マニュアルを策定する。マニュアルの策定目的は以下のとおりとする。

山梨県災害リハビリテーション支援マニュアル作成の目的

- ① 山梨県内での発災の場合について、県との協定書内容をもとに役割を明確にし、実際に支援行動につながるものとする
- ② 平時の活動と行政の連携について相互理解を推進し、継続した組織活動が出来るように相互支援体制を構築する
- ③ 全国から JRAT チームを含む支援団体から派遣されてきた支援者の活動支援がスムーズに実施されるようにする
- ④ 支援者の身分や保障内容を明確にし、安心して救助活動ができるように体制を整える
- ⑤ 活動記録の保管など、今後の支援活動に役立てることが出来るような仕組みをつくる
- ⑥ 県外派遣の手順を規定し、派遣要請に対してスムーズに活動できるような仕組みをつくる

## 1. 発災から支援要請

1) 発災後、県は災害支援活動を実施する上で必要と認める場合、山梨 JRAT に対して災害支援活動要請を行う。協力要請の手続を円滑に行うため、県と山梨 JRAT 両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者を定め文書で報告するものとする。

### 2) 連絡責任者・副責任者

	連絡責任者	副責任者	事務局
山梨県	福祉保健部長	福祉保健部政策企画監	福祉保健部福祉保健総務課
山梨 JRAT	JRAT 代表	JRAT 副代表	山梨 JRAT 事務局

\* 県は連絡責任者等に対して要請し、それを受けた山梨 JRAT 連絡責任者は、すみやかに JRAT 活動支援本部の設置を行う。

\* 災害支援活動が必要と認められる場合とは、基本的に避難所等が一週間以上にわたり開設される場合、又は、早期の支援が必要とされる場合等。

## 2. 災害支援チームの編成と派遣

### 1) JRAT 活動支援本部の設置

活動支援本部は災害が起こった地域の状況を可及的速やかにできる限り把握し、必要に応じて JRAT 中央対策本部と連携して被災者支援の体制を整えることを目標に立ち上げる。

山梨県担当者から災害支援活動要請を受けた山梨 JRAT 事務局は代表に支援要請の内容を連絡する。代表は副代表、事務局を招集し、「JRAT 活動支援本部」設置のための協議をおこなう。活動支援本部の設置場所が決定次第、本部設営に必要な山梨 JRAT メンバーを招集する。招集された山梨 JRAT メンバーは代表、副代表、事務局とともに活動支援本部設営を支援する。

また、県保健医療救護対策本部が設置された場合には、県保健医療救護対策本部内に山梨 JRAT は活動調整本部を設置する。

活動支援本部、活動調整本部設営に最低限必要な物品は活動支援本部設営予定施設で管理しておく。その他、足りない人員、物資については JRAT 中央対策本部および協賛病院に協力を依頼する。本部設営予定施設は年 1 回保管されている物品確認を実施する。

## 2) JRAT 中央対策本部について

DMAT 待機基準に準じる“自動待機基準”あるいは JRAT 代表の指示により、大規模災害時に JRAT 中央対策本部（東京本部）が立ち上げる。中央対策本部の設置場所は事務局長の所在地を基本とする。JRAT 中央対策本部は厚生労働省、DMAT、JMAT などと連携し大規模災害時に支援を行う。大規模災害に該当しない局地災害の場合は、地域 JRAT と連携して情報収集を実施し必要に応じて後方支援を行う。

## 3) 災害時リハビリテーション支援チームの構成

山梨 JRAT 活動支援本部は、山梨 JRAT 加盟団体及び協賛病院を通じて災害時リハビリテーション支援チームを編成する。災害リハビリテーション支援チームは、山梨 JRAT からの要請に応じた関連団体の医師を含むリハビリテーション専門職によって構成される。必要な人員を確保できない場合は JRAT 中央対策本部に支援を要請する。JRAT 中央対策本部からの派遣人員に対する調整に関しては、山梨 JRAT 活動支援本部が調整する。

\*山梨 JRAT 加盟団体、支援団体および協賛病院は別添資料参照

## 4) 災害時リハビリテーション支援チームの派遣

山梨 JRAT 活動支援本部は、県が指示する現場に災害リハビリテーション支援チームを派遣し、災害支援活動を実施する。組織された支援チームは、医師の指示のもと災害時リハビリテーション活動を行い避難所の支援をおこなうこととする。各チームの派遣期間は 2 週間以内とする。

## 3. 支援場所及び内容

1) 災害時リハビリテーション支援 チームは、県又は市町村が避難所及び災害現場等に設置する避難所等において災害支援活動を行うものとする。

2) 支援活動内容

- ① 要支援者の基本動作能力の評価及び援助方法の指導  
(補装具等の評価及び提供を含)
- ② 要支援者の日常生活能力の評価及び援助方法の指導  
(自助具等の評価及び提供を含)
- ③ 要支援者のコミュニケーション摂食・嚥下能力の評価及び援助方法の指導
- ④ 避難所における要支援者を対象とした環境整備の 評価及び対応
- ⑤ 生活不活発状態に対する指導及び支援
- ⑥ その他必要な支援

## 4. 支援連絡調整

他団体との連携や山梨 JRAT 内調整は現地対策本部で実施する。初期は被災状況の情報収集や現地視察、派遣要請することを前提に地域 JRAT 協力施設の被災状況や派遣可能か否かの確認をおこなう。被災地におけるリハビリテーションにかかわる窓口を一本化するように努める。

各県の地域防災計画や医療救護支援のスキームなどに従い、避難所への支援の差配を開始する。収集した情報から派遣場所や派遣隊数などを決定する。状況に応じて県内支援のみの対応かブロック単位での対応か全国へ派遣要請するか判断し、JRAT 中央対策本部と連携する。

## 5. 記録報告

現地対策本部において活動記録の管理をおこなう。記録は現状把握、引継ぎ、今後の方向性の決定、費用弁済などに関連する重要な作業である。記録方法は本部 JRAT のフォーマットを基本踏襲するものとする。

## 6. その他

1) 支援チームの輸送：緊急車両の証明

2) 支援に要した費用

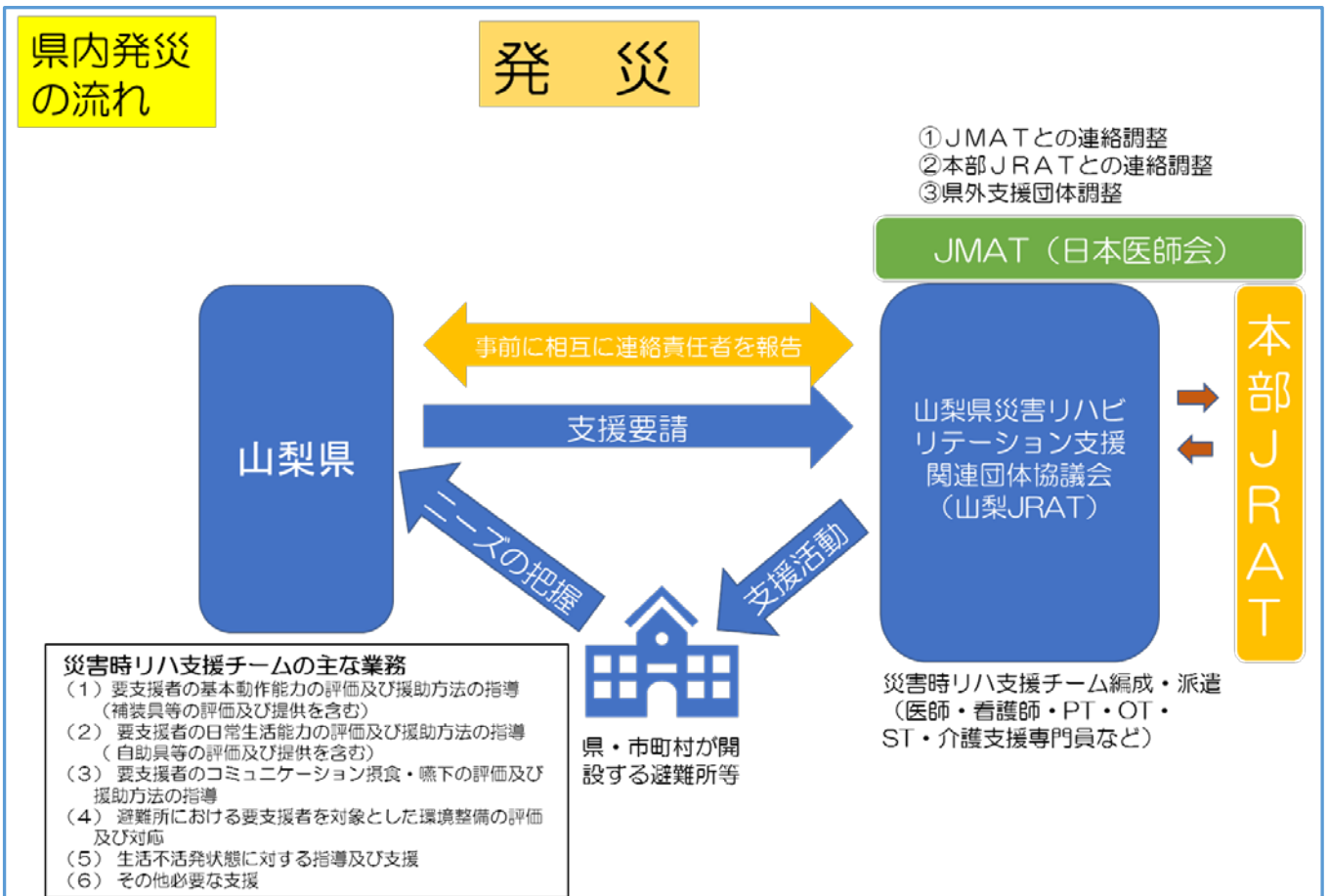
費用弁済については発災時に協議することとなっているが、安定した財源を確保することが望まれる。

3) 支援チーム員の補償（費用弁済・保険）

保障体制については平時から決めておくことが必要であるが、なかなか決められないのが現実である。JMAT 配下での活動によることで補償が得られやすいため、平時から日本医師会との連携が大切である。

4) JRAT 活動後の支援

JRAT の災害支援活動は、災害規模にもよるが、おおむね3ヶ月を目途に終了し、その後の活動は県が設置する各圏域地域リハビリテーション広域支援センターに引き継がれるものとする。地域リハビリテーション広域支援センターは平時より山梨 JRAT との関係づくりを推進するとともに災害リハビリテーションに対する理解を推進する。できれば、地域リハビリテーション広域支援センターの業務に山梨 JRAT との連携を組み入れていきたい。



## 7. 山梨県外派遣について

山梨県外での大規模災害に際して、他の都道府県等の JRAT と連携して合同で災害支援等を実施する場の派遣要請等に係る手続きについて以下のとおり行動する。

### 1) 本部 JRAT との連携

本部 JRAT との窓口は山梨 JRAT に一本化し、本部 JRAT の調整のもとに災害派遣を実施する。本部 JRAT の調整なく、山梨 JRAT および各個人が単独行動することは認められない。

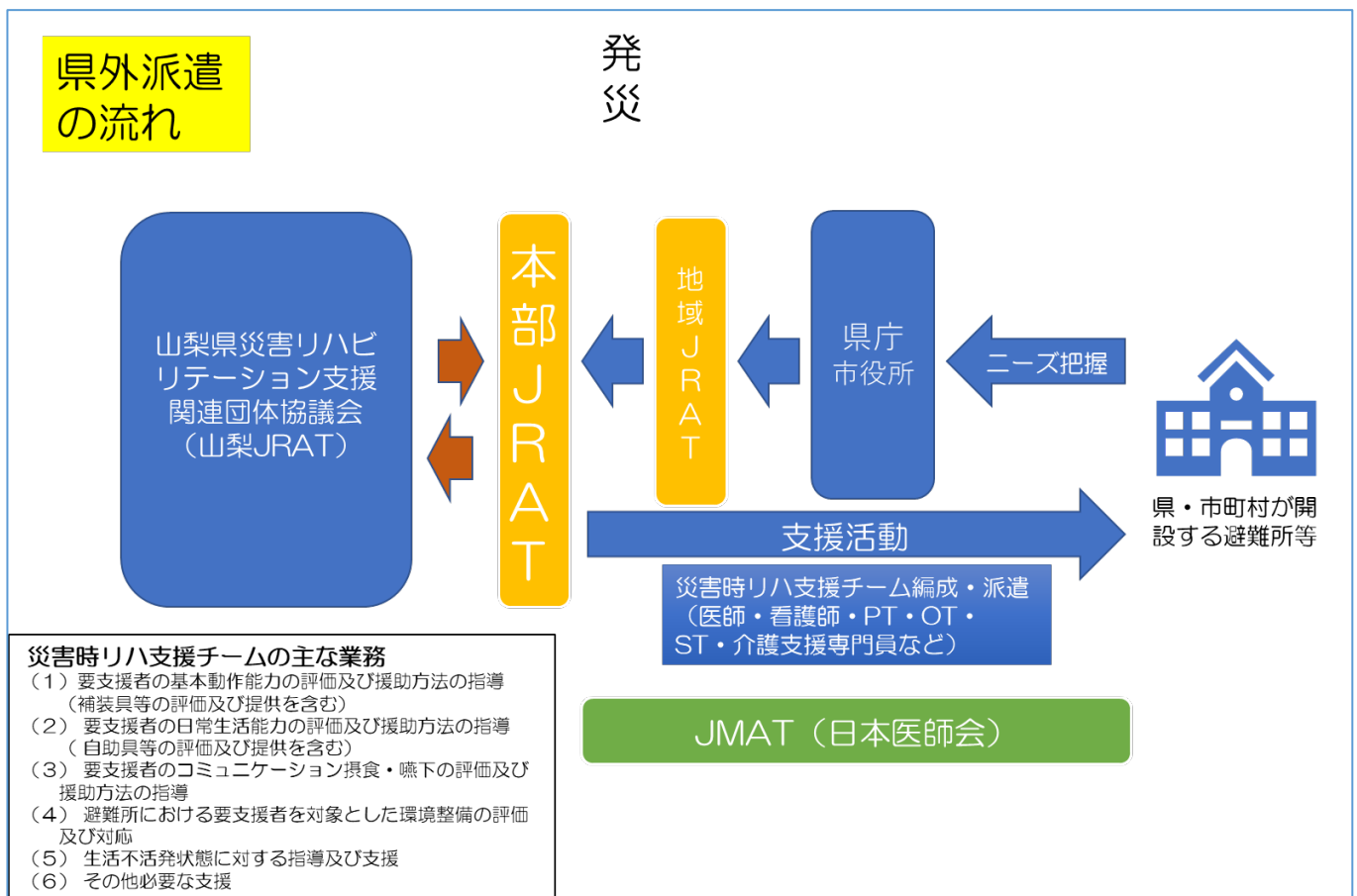
### 2) 派遣依頼とチーム編成

本部 JRAT から派遣依頼があった場合は、可及的に代表、副代表、事務局で連携し派遣チーム構成に向けての準備を行う。

山梨 JRAT は、加盟団体、協賛病院等に派遣依頼をしてチーム編成を行う。チーム編成が出来次第、本部 JRAT と調整して派遣を実施する。なお、山梨 JRAT は他の都道府県に派遣困難と判断した場合は派遣要請を拒否することが出来る。

### 3) 派遣チームの保障

移動手段、費用弁済、保険等は本部 JRAT の規定に従うが、派遣元の病院等から業務出張扱いにさせていただくのが望ましいと思われる。



## 8. 平時の対応

平時における災害リハビリテーション支援活動は山梨 JRAT を中心におこなうものとする。山梨 JRAT は災害リハビリテーションに対する啓発活動や関係部門との連携を推進する。また、災害コーディネーターや災害支援スタッフなど被災時に活動できる人材の育成を計画的に実施していくこととする。

### 1) 顔の見える関係づくり

定期的に会合を開催し、お互いに顔の見える関係づくりを進めるとともに情報の共有を進め、連絡体制を確立する。また、定期的に行政担当者の参加を促し、行政との連絡体制の構築に務める。

### 2) 研修会の実施

研修会を開催し、災害リハに対する理解と相互理解を進め、災害時に対応できる人材育成を進める。災害リハビリテーションは平時においては地域リハビリテーション活動や介護予防に通じるものであり、地域リハビリテーションあるいは介護予防の研修会と連携して実施していきたい。

### 3) 防災訓練

山梨県の防災訓練に他団体とともに参加して JRAT の認識を高めるとともに役割を確立していく。

### 4) マニュアル・ツールの収集、整備

JRAT からの情報を中心に情報共有を進める。外部からの支援者が来てもフォーマットを共有することでスムーズな運営・支援が期待される。

### 5) 災害関連情報の収集・整理・分析、データベース化

全国共通のフォーマットがあれば導入し、運用できるように対応する。情報はデータベース化し、本部 JRAT に蓄積していつでも活用できるようにする。

### 6) 資金、人材、物品・装備などの準備

#### 資金の確保

協賛病院、各団体からの資金確保は大切な資金源であるが、活動目的や活動内容を鑑みると公的資金が入ることが必要であると思われる。公的資金が入ることで行政における JRAT の位置づけや連携がさらに推進されることになる。

#### 人材登録を実施する

JRAT 人材バンクのようなものを作り、登録作業を進める。登録者にはメールリストを作成し、情報提供と発災時の派遣募集を実施する。派遣しやすいように病院ごとの登録を推進するが、個人応募での派遣体制の構築も進めていく。

避難所設営に必要な物品の確保と保管を進める。

必要物品：PC、USB 型の wifi 接続端末、プリンター、リハビリテーション支援に関するパンフレットやリーフレット、寝袋とウレタンマットまたはエアマット、布団、支援者全体のためのゴミ袋、ガムテープ、ノート、筆記用具、携帯電話、無線、常備用水、カセットコンロ、カセットコンロのガス、片手鍋、洗剤、ハンガー、掃除用具一式、紙皿や使い捨ての食器、延長コード、ラジオ、缶切り、被災地の地図、食料および飲料水など。

### 7) 保険

山梨 JRAT は派遣者が災害関連の保険に加入できるように支援する。JMAT の協力を得ることが出来る場合は、JMAT の傘下として活動し身分保障を得る。また、派遣元の病院は有給ではなく業務出張として派遣し、いざという時に労災保険で対応できるようにする。

別添資料 1. 山梨 JRAT 組織

山梨県災害リハビリテーション支援団体協議会（山梨 JRAT）

代表：

副代表：

事務局：

活動支援本部設営予定施設：竜王リハビリテーション病院・甲州リハビリテーション病院

正会員

山梨県リハビリテーション病院・施設協議会
一般社団法人山梨県介護支援員協会
一般社団法人山梨県理学療法士会
一般社団法人山梨県作業療法士会
一般社団法人山梨県言語聴覚士会

支援団体

一般社団法人山梨県医師会
公益社団法人山梨県看護協会

協賛病院一覧

医療法人石和温泉病院	一般財団法人山梨整肢厚生会富士温泉病院
医療法人慶友会城東病院	公益財団法人山梨厚生会山梨厚生病院
身延町早川町国民健康保険病院 一部事務組合立飯富病院	医療法人慈光会甲府城南病院
社会医療法人加納岩会加納岩総合病院	春日居サイバーナイフ・リハビリ病院
医療法人仁和我竜王リハビリテーション病院	山梨リハビリテーション病院
医療法人銀門会甲州リハビリテーション病院	恵信梨北リハビリテーション病院
市立甲府病院	公益社団法人山梨勤労者医療協会 (石和共立病院・甲府共立病院・巨摩共立病院)
医療法人財団交道会しもべ病院	医療法人高原会高原病院
医療法人八香会湯村温泉病院	医療法人恵信会恵信甲府病院
医療法人恵信葦崎会 恵信葦崎相互病院	



## 別添資料 2. 県との協定書

### 災害時リハビリテーション支援チームの派遣に関する協定書

山梨県（以下、併せて「甲」という。）と山梨県災害リハビリテーション支援関連団体協議会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における災害支援活動に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

#### （総則）

第1条 本協定は、山梨県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して行う災害支援活動に関して、必要な事項を定めるものとする。

#### （災害支援）

第2条 甲は、災害時において甲が行う災害支援活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに災害時リハビリテーション支援チームを編成、派遣し、甲が指示する現場等において災害支援活動を実施するものとする。

#### （災害支援班の業務）

第3条 乙が派遣する災害時リハビリテーション支援チームは、甲又は市町村が避難所及び災害現場等に設置する避難所等において災害支援活動を行うものとする。

2 災害支援班の主な業務は、次のとおりとする。

- (1) 要支援者の基本動作能力の評価及び援助方法の指導（補装具等の評価及び提供を含む）
- (2) 要支援者の日常生活能力の評価及び援助方法の指導（自助具等の評価及び提供を含む）
- (3) 要支援者のコミュニケーション摂食・嚥下能力の評価及び援助方法の指導
- (4) 避難所における要支援者を対象とした環境整備の評価及び対応
- (5) 生活不活発状態に対する指導及び支援
- (6) その他必要な支援

#### （災害時リハビリテーション支援チームの輸送）

第4条 災害時リハビリテーション支援チームの輸送手段は乙が確保するものとするが、道路等の被災状況により困難な場合には、甲は、必要な措置を講じるものとする。

#### （支援用物品等の供給）

第5条 乙が派遣する災害時リハビリテーション支援チームが使用する支援用物品等は、当該災害支援班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

#### （連絡責任者の指定）

第6条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者を定め文書で報告するものとする。

#### （医療費）

第7条 第2条に規定する活動場所における被災者の医療費等は、無料とする。

#### （費用弁償）

第8条 甲の要請に基づき、乙が災害支援活動を実施した場合に要する費用は、災害発生時に甲乙協議してきめるものとする。

#### （損害補償）

第9条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害時リハビリテーション支援チームが、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときには、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和37年山梨県条例第55号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。

（細則）

第10条 この協定を実施するために必要な事項について、別に定める。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算し、1年間本協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

#### 災害時リハビリテーション支援チームの派遣に関する協定実施細則

山梨県（以下、併せて「甲」という。）と山梨県災害リハビリテーション支援関連団体協議会（以下「乙」という。）とは、平成30年1月25日付けで締結した災害時リハビリテーション支援チームの派遣に関する協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施に関する取り扱いについて次のとおり定める。

（費用弁償）

第1条 協定第8条の費用弁償は、災害救助法施行令（昭和22年10月30日政令第225号）第3条2項により定めた基準により支払うものとする。

（有効期間）

第2条 この実施細目の有効期間は、実施細目締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

## II 保健医療救護体制及び保健医療救護班の設置・運営

### ■保健医療救護体制及び保健医療救護班の派遣体系

